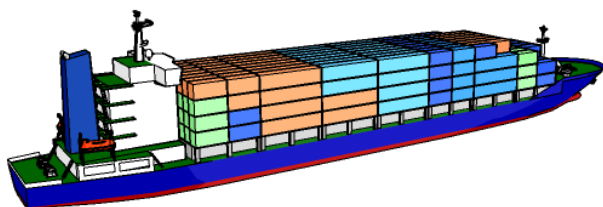
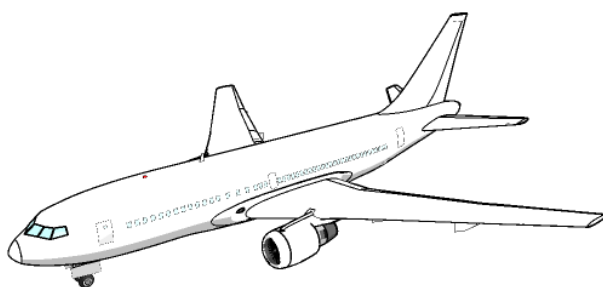


お客様用資料
(輸入差止制度編)

～ 輸入差止をお考えのお客様へ～



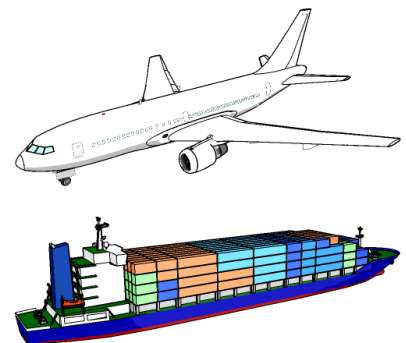
Customs

中川特許事務所

弁理士 中川 淨宗

～ 目 次 ～

I. 輸入差止制度の概要	1
II. 輸入差止のメリット	4
III. 輸入差止までの手続	6
IV. 輸入差止の費用料金	10
V. 輸入差止の申請様式	13
VI. 輸入差止の質問相談	16



I . 輸入差止制度の概要

1 . 知的財産権の効力

まず、特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の知的財産権には、特許権者や商標権者といった各種の権利者が特許製品やブランド商品を日本国内に独占的に輸入できるという強力な権利が認められています。

従って、上記のような各種の知的財産権を侵害する模倣品や偽ブランド商品を日本国内へと「**輸入**」することは、税関における輸入差止の対象になります。

また、著作権法は海賊版CD等を日本国内へと輸入する行為を著作権等の侵害とみなしています。従って、日本国内に海賊版DVD等を「**輸入**」することも税関における輸入差止の対象になります。

さらに、特許権・意匠権・商標権・実用新案権等の知的財産権には、特許権者等の各種の権利者が特許製品又はブランド商品を日本国外に独占的に輸出できるという強力な権利が認められています。

従って、上記のような各種の知的財産権等を侵害する模倣品又は偽ブランド商品を日本国外へと「**輸出**」することも税関における輸出差止の対象になります。

そして、著作権法も、海賊版CDや海賊版DVD等を外国へと輸出する行為について、著作権法上の各種の権利を侵害する行為とみなすと規定しています。

従って、著作権を侵害する各種の海賊版を日本国内に輸入するだけでなく、これを日本国外に「**輸出**」することも税関における輸出差止の対象になります。



2 . 輸入差止制度とは

「**税関**」が模倣品・偽ブランド商品・海賊版DVD等の各種の知的財産権を侵害する物品の輸入を発見した場合、税関は所定の認定手続を経て知的財産権を侵害する貨物の没収及び廃棄を行うことになります。

しかし、税関自身が外国から日本国内に輸入される全ての貨物を調査して、特許権・商標権・著作権等を侵害する商品を見付け出すことは非常に困難です。

そこで、自社の知的財産権を侵害する物品が輸入される危険性がある場合は、税関長に対し貨物の輸入を差し止めて知的財産権を侵害する商品であるとの認

定を求める「**輸入差止申立**」を行うことが有効です。

税関が自ら知的財産権を侵害する貨物を発見した場合、又は権利者からの輸入差止の申立てに基づいて知的財産権を侵害する貨物を発見した場合には、税関は権利者及び輸入者の意見を聴取します。

税関は、双方からの意見を聴取した上で、日本に輸入される貨物が実際に各種の知的財産権を侵害する商品であるか否かを認定する「**認定手続**」を行います。

認定手続の結果、税関が知的財産権を侵害する貨物であると認定した場合には、その貨物は税関により輸入が禁止され没収又は廃棄されることとなります。

一方、認定手続の結果、税関が知的財産権を侵害する貨物ではないと認定した場合には、その貨物は税関により日本への輸入が許可されることとなります。



3. 輸出差止制度とは

「**税関**」が模倣品・偽ブランド商品・海賊版DVD等の各種の知的財産権を侵害する物品の輸出を発見した場合、税関は所定の認定手続を経て知的財産権を侵害する貨物の没収及び廃棄を行うこととなります。

しかし、税関が自ら日本から外国へと輸出される全ての貨物を調査した上で、特許権・商標権・著作権等を侵害する商品が発見することは極めて困難です。

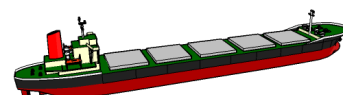
そこで、自社の知的財産権を侵害する物品が輸出される危険性がある場合は、税関長に対し貨物の輸出を差し止めて知的財産権を侵害する商品であるとの認定を求める「**輸出差止申立**」を行うことが有効です。

税関自身が知的財産権を侵害する貨物を発見した場合、又は権利者からの輸出差止の申立てに基づいて知的財産権を侵害する貨物を発見した場合には、税関は権利者及び輸出者の意見を聴取します。

税関は、双方からの意見を聴取した上で、外国に輸出される貨物が実際に各種の知的財産権を侵害する商品であるか否かを認定する「**認定手続**」を行います。

認定手続の結果、税関が知的財産権を侵害する貨物であると認定した場合には、その貨物は税関により輸出が停止され没収又は廃棄されることとなります。

一方、認定手続の結果、税関が知的財産権を侵害する貨物ではないと認定した場合には、その貨物は税関により外国への輸出が許可されることとなります。



4. 弁理士へのご相談

「**弁理士**」は、各種の知的財産権を侵害する貨物の輸入差止申立・輸出差止申立・認定手続に関する税関での手続を専門業務の一つとする国家資格者です。

当特許事務所の弁理士は、特許権・商標権・著作権等を侵害する物品の輸入差止・輸出差止の申立から認定手続を経て没収廃棄に至る手続を代行します。税関における手続に関する無料相談も実施しています。

以下のような知的財産権を侵害する物品の輸入又は輸出に関する問題でお悩みのお客様は、当特許事務所の弁理士にお気軽にご相談下さい。

- Q 1. 輸出・輸入が禁止されている貨物はどのようなものか？
- Q 2. 輸入差止申立・輸出差止申立はどのような手続なのか？
- Q 3. 輸出入差止申立の申請書類の様式はどのようなものか？
- Q 4. 知的財産権侵害の認定手続はどのように行われるのか？
- Q 5. 輸出入の差押にはどれぐらいの時間が必要になるのか？
- Q 6. 侵害物品の取締りにはどれぐらいの費用がかかるのか？



Ⅱ．輸入差止のメリット

1．知的財産権と輸入品

特許法・実用新案法・意匠法・商標法などの各種の知的財産法は、特許権者などの各権利者だけが各権利の対象物を「**輸入**」できるという権利を認めています。

従って、各権利者が特許庁において特許権・実用新案権を取得した製品・商標登録を受けた商品・意匠登録を受けた物品を独占的に日本国内へと輸入できます。

また、著作権法においても、著作権法上の各種の権利を侵害する海賊版を日本国内に輸入することは、著作権を侵害する行為として取り扱おうと規定しています。

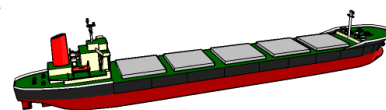


2．輸入差止のメリット

他社が偽ブランド商品・模倣品・海賊版等を日本国外から日本国内に輸入する行為は、そもそも自社の保有する各種の知的財産権を侵害する行為に該当します。

特許権・著作権・意匠権・商標権・実用新案権等を侵害する輸入行為を放置してしまうと、日本国内の事業において自社に大きな損害をもたらすことでしょう。

税関における輸入差止手続きを活用することによって、自社の知的財産権を侵害する貨物が日本へと輸入されることを水際で阻止する「**メリット**」が得られます。

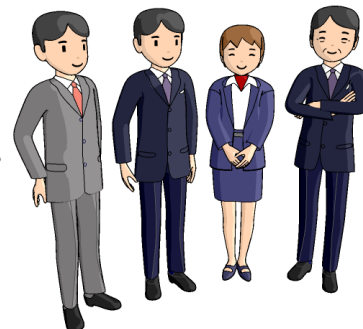


3．知的財産権と輸出品

特許法・実用新案法・意匠法・商標法などの各種の知的財産法は、商標権者などの各権利者だけが各権利の対象物を「**輸出**」できるという権利を認めています。

従って、各権利者が特許庁において特許権・実用新案権を取得した製品・意匠登録を受けた物品・商標登録を受けた商品を独占的に日本国外へと輸出できます。

また、著作権法においても、著作権法上の各種の権利を侵害する海賊版を日本国外に輸出することは、著作権を侵害する行為として取り扱おうと規定しています。

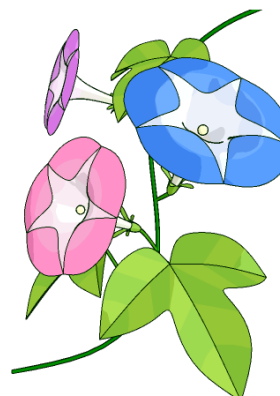


4. 輸出差止のメリット

他社が偽ブランド商品・模倣品・海賊版等を日本国内から日本国外に輸出する行為は、そもそも自社の保有する各種の知的財産権を侵害する行為に該当します。

特許権・著作権・意匠権・商標権・実用新案権等を侵害する輸出行為を放置することによって、日本国外の事業において自社に損害をもたらすことになります。

税関における輸出差止手続を活用することによって、自社の知的財産権を侵害する貨物が外国へと輸出されることを水際で阻止する「**メリット**」が得られます。



Ⅲ. 輸入差止までの手続

1. 輸入差止申立要件

自社の保有する特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権を侵害する模倣品・偽ブランド商品・海賊版等が輸入・輸出されるおそれのある場合は、これを税関で差し止めることができます。

輸入・輸出の差止めには税関に対して「**輸入差止申立**」又は「**輸出差止申立**」を行う必要があります。輸入差押及び輸出差押は同様の制度ですから、輸入差押にまとめて当特許事務所の弁理士がご説明します。

輸入差止の申立てを行うには、5つの要件を満たしていることが必要です。

[1. 権利保有者であること]

特許権者・商標権者・著作権者等の各種知的財産権を保有する者であること

[2. 権利に根拠のあること]

特許権・実用新案権・意匠権・商標権であれば特許庁に登録されていること

[3. 権利の侵害があること]

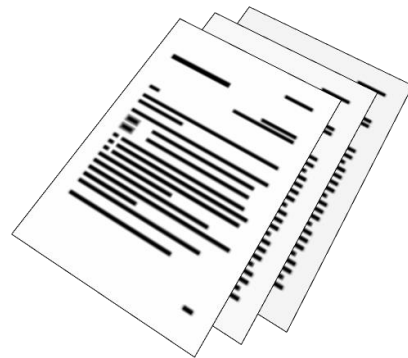
模倣品・偽ブランド商品・海賊版が輸入されているか輸入が見込まれること

[4. 侵害を疎明できること]

侵害品・カタログ・写真の提示、弁護士・弁理士等の鑑定書を提出すること

[5. 税関で識別できること]

税関が輸入貨物を検査する際に侵害品を識別するための情報を提供すること



2. 輸入差止申立手続

次に、模倣品・偽ブランド商品・海賊版等について輸入差止の申立を行う際は、輸入差止申立書・特許原簿の謄本及び特許公報・侵害事実の疎明資料・代理権の各種の証明書を税関に提出する必要があります。

輸入差止申立には有効期間があります。輸入差止申立書の受理日から2年以内の期間であって権利者の希望する期間が有効期間になります。尚、輸入差止申立の際に、税関へ手数料を支払う必要はありません。

税関の管轄は、函館・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・長崎・沖縄の9つの区域に分かれています。知的財産権の保有者はどれか1箇所の税関を選んで輸入差止申立を行うことができます。

1つの税関で輸入差止申立を行えば、日本全国の税関での輸入差止を求めることができます。尚、輸入差止手続は各税関の「**知的財産調査官**」が担当します。

権利者が各種知的財産権を侵害する物品の輸入があるとして輸入差止申立を行うと、税関は自らのウェブサイト等を通じて輸入差止申立の内容を公表します。

税関は、権利者が輸入差止申立を行う際に提出した証拠によって知的財産権の侵害の事実が明らかになっているかを判断するのに必要な場合は、弁理士等の専門委員に意見を求めることができます。

税関は、特許権・実用新案権・意匠権・商標権等を侵害する事実が明らかであると判断した場合、権利者が輸入差止申立を行ってから1ヶ月程度で、権利者に対して輸入差止申立を受理したことを通知します。

一方、権利侵害の事実が明らかにされていないと判断した場合には、税関は権利者に対し輸入差止申立を受理しないことをその理由とあわせて通知します。



3. 輸入差止認定手続

税関が輸入者から輸入の申告を受けた場合に、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等を侵害する貨物を発見したとき、それが知的財産権の侵害物品であることを認定する「**認定手続**」を開始します。

認定手続を開始することになった場合、税関は権利者と輸入者の双方に対して、相手方の名称・所在地等を記載した「**認定手続開始通知書**」を送付します。

権利者及び輸入者は、通常ならば10日以内に「意見及び証拠の提出」を税関に対して行います。税関に提出された意見や証拠は相手方にも開示され、権利者及び輸入者にそれぞれ反論の機会が与えられます。

尚、輸入者は輸入貨物が各種の知的財産権を侵害する物品であると認めるならば、それ以上権利者と争わないで、輸入した貨物を廃棄することもできます。

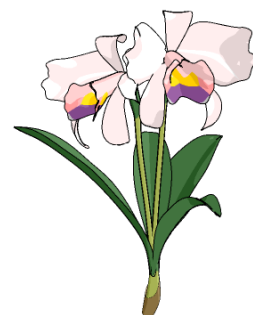
権利者及び輸入者は、意見及び証拠を提出するに際し、税関に申請することにより、「**輸入貨物の点検**」及び「**見本の検査**」を双方とも行うことができます。

税関は意見を訊く必要があれば、「**意見の照会**」として特許庁をはじめとする関係各省庁又は弁護士や弁理士等の専門委員に対し意見を訊くこともあります。

税関が輸入貨物は知的財産権の侵害物品であるかについて結論を出すことで、認定手続は終了します。税関は、権利者及び輸入者に対し、「**認定通知書**」を送付して認定の結果と理由を通知します。

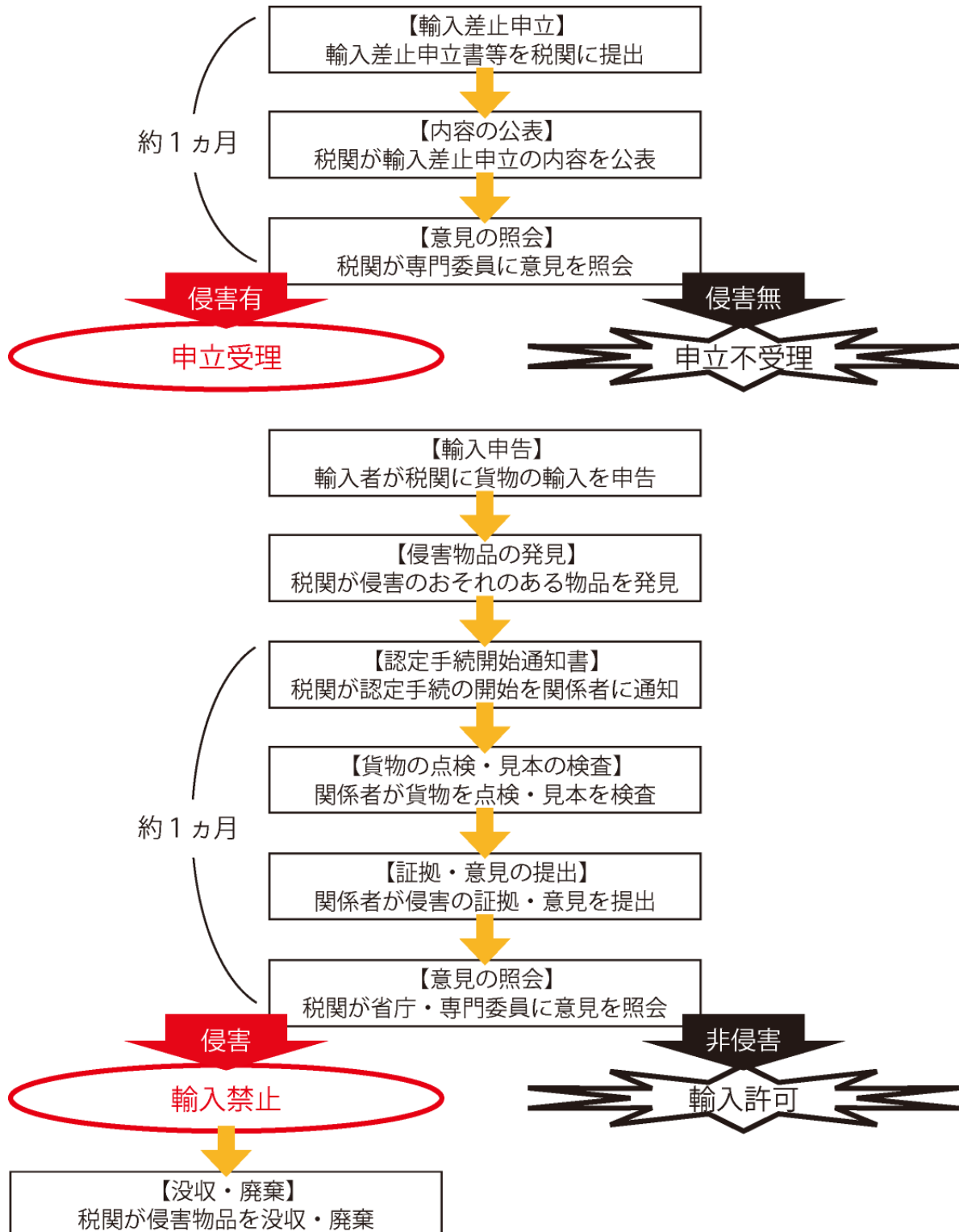
税関は、輸入貨物が特許権・意匠権・商標権・実用新案権・著作権等の各種の知的財産権を侵害する物品であると認定した場合、日本国内への貨物の輸入を禁止し、最終的には貨物の没収又は廃棄を行います。

一方、税関は、輸入貨物が模倣品・偽ブランド商品・海賊版等ではないと認定した場合、日本国内への貨物の輸入を認めます。税関における知的財産権の侵害の有無を認定する手続には1ヶ月程度かかります。



4. 輸入差止のフロー

税関における輸入差止・輸出差止の申立から侵害物品の没収又は廃棄までの手続をフローチャートにまとめると次のような流れにまとめることができます。



IV. 輸入差止の費用料金

1. 輸入差止手続の印紙代

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の各種知的財産権に基づいて、模倣品・偽ブランド商品・海賊版の輸入差止申立を行うにあたって、税関に対して印紙代等の手数料を支払う必要はありません。

各種の知的財産権を侵害する商品について、日本への輸入を差し止めるための費用と、外国への輸出を差し止めるための費用は同様ですから、輸入差止の費用にまとめて当特許事務所の弁理士がご説明します。

但し、輸入差止の対象とされる貨物が各種知的財産権を侵害する商品でない場合に輸入者が受ける損害を担保するために、税関は申立人に対して相当の金銭を供託するように命じる場合があります。

具体的には、申立人は「**税関長**」から以下の費用を合算した金額を指定する供託所まで「**供託**」するよう命令され得るのです。

(1) 輸入者が申立人から輸入差止の申立てを受けることで被る損害の金額

(2) 知的財産権の侵害とされる輸入貨物を税関倉庫に保管するための費用

(3) 上記以外で輸入者が輸入の差止によって被るおそれのある損害の金額

もし、税関長から上記のような供託命令を受けたにもかかわらず、申立人が指定の供託所に供託金を供託しない場合には、税関長は輸入貨物が知的財産権を侵害するかを認定する手続を取り止めてしまいます。

もちろん、最終的に輸入貨物が申立人の保有する各種の知的財産権を侵害する商品であることを税関長が認定した場合には、それは正当な権利行使ですから、申立人は上記の供託金を取り戻すことができます。

2. 輸入差止手続の手数料

次に、特許事務所に知的財産権を侵害する貨物について輸入差止や輸出差止の手続を依頼した場合に、弁理士に支払う「**手数料**」についてご説明します。

一般に、税関での手続を依頼した弁理士に支払う手数料は、輸入差止の申立を行う際に支払う「**申立手数料**」と知的財産権を侵害する物品であると認定する際に支払う「**認定手数料**」の2段階で支払われます。

日本弁理士会が調査した特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート



中川特許事務所<お客様用資料>輸入差止制度編

では、弁理士に支払う申請手数料と認定手数料をあわせた手数料の金額について、次のような回収結果が得られています。

他の特許事務所にご依頼された場合の申請手数料と認定手数料を合計した手数料の平均は、申請手数料 262,793 円 + 認定手数料 261,269 円 = 524,062 円 [他特許事務所] です。

当特許事務所にご依頼を頂いた場合の申請手数料と認定手数料を合計した手数料の平均は、申請手数料 200,000 円 + 認定手数料 200,000 円 = 400,000 円 [当特許事務所] です。

そうすると、知的財産権の侵害による輸入差止手続又は輸出差止手続を行う際に弁理士に支払う手数料の総合計額は、以下の表にまとめることができます。

ご料金比較	申立手数料	認定手数料	合計
他特許事務所	262,793 円	261,269 円	524,062 円
当特許事務所	200,200 円	200,000 円	400,000 円

3. 輸入差止手続の料金表

1. 輸入差止調査

弁理士がご相談の対象について輸入差止の対象になり得るかを調査します。

2. 輸入差止申立

弁理士が申立書及び鑑定書を作成して税関に輸入差止の申立てを行います。

3. 輸入差止認定

輸入貨物が知的財産権を侵害する物品であると認定する手続を代行します。

4. 貨物点検代行

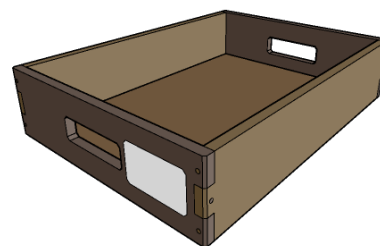
認定手続に際して意見・証拠を提出するため必要なとき貨物を点検します。

5. 見本検査代行

意見・証拠を提出する際に必要な場合は貨物の見本を入手して検査します。

6. 意見証拠提出

輸入者から反論があった場合に、さらに意見・証拠を税関長に提出します。



お手続きの内容	基本手数料額（消費税別）
ご相談	無料
輸入差止調査	50,000 円

輸入差止申立	200,000 円 (輸入差止調査料を含む)
輸入差止認定	200,000 円
貨物点検代行	50,000 円
見本検査代行	50,000 円
意見証拠提出	50,000 円

4. 弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、複数件の輸入差止手続又は輸出差止手続をご依頼頂いたお客様、ご自身で申請書類を準備して頂いたお客様を対象として、税関への手続に関する当特許事務所のご料金を割引しております。



1. 複数申立割引

当特許事務所に税関への手続を複数件ご依頼頂いたお客様は、2件目以降の手続については、申請手数料（20万円）及び認定手数料（20万円）から**最大で20%（8万円）**までお値引きします。

2. 書類作成割引

輸入輸出差止手続に当たり税関に提出する申立書や証拠をご自身で準備して頂いたお客様は、申請手数料（20万円）及び認定手数料（20万円）から**最大で20%（8万円）**までお値引きします。

5. 費用・料金のお問合せ

当特許事務所では、輸入差止の手続に関するご費用・ご料金に関する弁理士へのご相談・お問合せ・お見積り等につきましてはご料金を頂いておりません。

当特許事務所での輸入差止の申請に必要なご費用・ご料金に関するご相談・お問合せの他、税関での諸手続に関するご料金のお見積りにつきましてはお気軽にお問い合わせ下さい。



V. 輸入差止の申請様式

1. 輸入差止申立書の記載

当特許事務所の弁理士が、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権を侵害する商品が輸入又は輸出されることを差し止める場合に、税関に提出する「書類」及び「書式」をご説明します。

権利者が税関に対して輸入差止申立を行う際に、税関へ「輸入差止申立書」を提出する必要があります。輸入差止申立書は税関様式C-5840に沿って作成しますが、その主要な記載内容は以下の通りです。

「税関」における各種の知的財産権を侵害する物品の輸入差止手続と輸出差止手続は同様の手続です。従いまして、輸入差止手続にまとめてご説明します。

[1. 申立人の氏名]

輸入差止を申し立てる者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記入します。

[2. 申立ての権利]

輸入差止を申し立てる根拠になる特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権の種類、登録番号、登録年月日、権利の存続期間、権利の及ぶ範囲、そして権利者名等を記載します。

[3. 侵害品の品名]

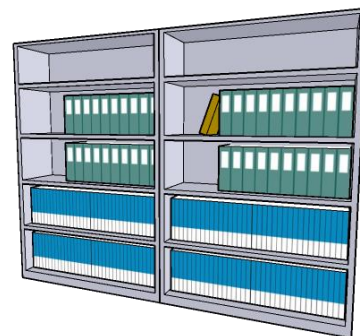
靴・カバンのように輸入差止申立を行う物品の具体的な品名を記載します。

[4. 侵害品の理由]

知的財産権を保有する者との間で実施契約・使用許諾等の各種のライセンスを得ていない等の侵害品である理由を記入します。

[5. 識別ポイント]

商品や包装の特徴といった輸入されようとする侵害物品又は侵害商品を税関が発見し易くするためのポイント等を記載します。

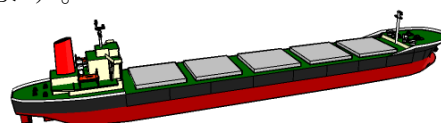


[6 . 輸入差止期間]

税関において各種の知的財産権を侵害する物品等の輸入を差し止める期間として、輸入差止申立書が税関に受理された日から2年以内の期間であって、申立人が輸入差止を希望する輸入差止期間を記載します。

[7 . 任意記載事項]

税関が輸入差止の可否を判断する際の参考になる情報として、侵害物品を輸入するおそれのある会社の名称、侵害訴訟を提起している事実、侵害者に警告状を送付している事実等があればあわせて記載します。



2 . 輸入差止の必須の書類

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権の侵害による輸入差止申立を行う場合には、上記の輸入差止申立書以外に、以下の「**必須添付書類**」もあわせて税関に提出しなければなりません。

[1 . 原簿の謄本及び公報]

輸入差止を申し立てる根拠となる各種の知的財産権について、特許庁における特許原簿・商標原簿等の登録原簿の謄本、及び特許庁の発行する特許公報・商標公報等の各種の公報資料を提出します。

[2 . 侵害事実の疎明資料]

日本国内に輸入されようとしている物品・商品が特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権を侵害する偽ブランド・模倣商品・海賊版であることを証明する資料等を提出します。

[3 . 通関解放金算定資料]

税関が通関解放金を算定する際の資料とするため、過去に裁判所で認定された損害賠償の金額、過去1年以内に締結されたライセンス契約におけるライセンス料等が分かる資料があれば提出します。

[4 . 代理権の証明の書類]

特許権者・実用新案権者・意匠権者・商標権者・著作権者等の知的財産権の保有者が輸入差止の申立手続を弁護士・弁理士・特許事務所等に委任する場合は、税関に委任状等を提出することが必要となります。

3. 輸入差止の任意の書類

特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産権の侵害による輸入差止の申立を行う場合には、上記の輸入差止申立書以外に、以下の「**任意添付書類**」もあわせて税関に提出することができます。

[1. 判決書または判定書]

日本国内に輸入されようとしている物品・商品が知的財産権を侵害する物品・商品であることを証明する資料として、裁判所の判決又は特許庁の判定があれば、その判決文や判定書を提出できます。

[2. 弁理士等の鑑定書類]

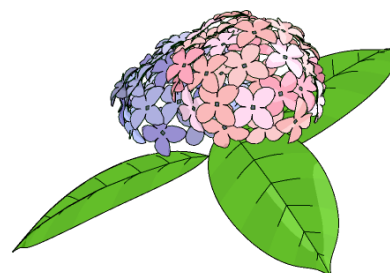
弁護士・弁理士・特許事務所の作成した鑑定書等を提出することもできます。このような鑑定書を提出した場合は、上記の侵害事実の疎明資料を改めて提出する必要がなくなるため手続が迅速です。

[3. 警告又は広告の写し]

各種の知的財産権の保有者が侵害者に対して送付した警告書、新聞雑誌に掲載した偽ブランド・模倣商品・海賊版に関する注意喚起広告等があれば、参考資料として税関に提出することができます。

[4. 輸出入事業者の情報]

権利者が侵害物品を日本に輸出するおそれのある外国の事業者又は日本に輸入するおそれのある国内の事業者を知っている場合には、そのような輸出入を行う事業者等に関する情報を提供することもできます。



VI. 輸入差止の質問相談

Q 1. 税関での輸入差止は毎年どれぐらいの件数が実施されているのですか？

A 1. 税関での輸入差止は**毎年約3万1千件（約51万品）**実施されています（2017年）。一日に平均90件（約1千4百品）実施されている計算です。

Q 2. どのような知的財産権を侵害する物品に対して輸入の差止が実施されていますか？

A 2. 税関で輸入差止の措置を受けた物品の内訳は、98%が商標権を侵害する商品、2%が著作権や意匠権を侵害する商品となっています（2017年）。

Q 3. 税関で輸入差止が実施されることが多い国・地域の貨物はどこですか？

A 3. 知的財産権侵害による輸入差止を受けた商品の産出国は、中国が92.2%、香港が2.7%、韓国が1.1%となっているようです（2017年）。

Q 4. 税関において輸入差止が実施されることが多いのはどのような種類の商品ですか？

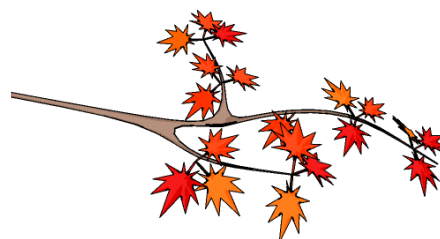
A 4. 輸入差止措置を受けた商品の内訳として、バッグ類が38.8%、衣類が14%、携帯電話及びその部品が11.1%を占めています（2017年）。

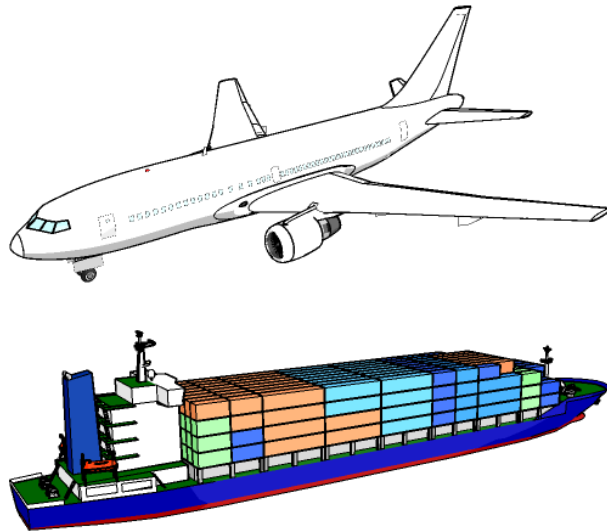
Q 5. 偽物・模倣品・海賊版はどのような方法で日本に輸入されることが多いのですか？

A 5. 知的財産権を侵害する偽物・模倣品・海賊版を日本に輸入する手段としては、92.5%が郵便、7.5%が一般貨物となっています（2017年）。

Q 6. 税関への輸入差止の申立は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？

A 6. 税関への輸入差止の申請は**毎年約690件**の申立件数があります（2017年）。





Customs

中川 特許事務所

住所：〒231-0006
 神奈川県横浜市中区南仲通3-35
 横浜エクセレントⅢ 5階 E号室
 TEL：045-651-0236 FAX：045-263-9517
 E-mail：customer@ipagent.jp
 URL：http://www.ipagent.jp

○ 弁理士 中川 浄宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象となります。
 無断での複製・配布・アップロード等のご遠慮願います。

